



基安発第0513001号
平成16年5月13日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

「陸上貨物運送事業における快適職場形成の推進について」の一部改正について

職場における喫煙対策については、平成8年2月21日付け基発第75号「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（以下「75号通達」という。）により、その推進に努めてきたところであるが、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から一層の受動喫煙防止対策の充実を図るため、75号通達を廃止し、平成15年5月9日、新たに「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（平成15年5月9日付け基発第0509001号）を発出したところである。

これに伴い、平成10年7月15日付け基安発第17号「陸上貨物運送事業における快適職場形成の推進について」について、下記のとおり改正するので、これを了知するとともに、その周知に努められたい。

記

別表の1（1）空気環境の項中「喫煙対策機器を備えた喫煙コーナーを設置し空間分煙とした」を「喫煙室を設置し、非喫煙場所と喫煙室の境界における喫煙室へ向かう気流の風速が0.2m/sとなるよう換気扇を設けた」に改める。

陸上貨物運送事業における快適職場形成の推進について（平成10年基安発第17号） 新旧対照表

新	旧
別表 陸上運送事業における快適職場形成のための対策の方向及び改善事例 1（1）空気環境 <u>配送所、事務所等に喫煙室を設置し、非喫煙場所と喫煙室の境界における喫煙室へ向かう気流の風速が0.2 m/sとなるよう換気扇を設けた。</u> （以下略）	別表 陸上貨物運送事業における快適職場形成のための対策の方向及び改善事例 1（1）空気環境 <u>配送所、事務所等に喫煙対策機器を備えた喫煙コーナーを設置し空間分煙とした。</u> （以下略）